

京都市上下水道局告示第36号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年8月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市南区久世中久世町三丁目25番地

株式会社宇野設備

代表取締役 宇野 武志

2 変更事項（代表者の変更）

宇野 武男から宇野 武志に変更

（上下水道局下水道部管理課）